

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、鷹巣阿仁健康福祉センターの「精神障害者等の診察について、診察結果について、通報等にかかる診断書について、医療保護入院者（第33条第2項）の入院届、医療保護入院者の入院届、医療保護入院者の退院届」（詳細は別紙1の「対象公文書の名称」欄に記載のとおり。以下「本件公文書」という。）について非公開とした部分のうち、次の部分は公開すべきであるが、その他について非公開とした決定は妥当である。

- ・選任審判書の裁判所書記官の印影

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第9条の規定に基づき、平成14年6月17日付けで、「平成9年2月13日鷹巣病院の入院の際の資料」の公開請求をした。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る公文書として本件公文書を特定し、別紙1の「実施機関が非公開とした部分」欄に記載されたもののうち措置入院に関する診断書について、收受印及び供高覧印を除くすべての非公開部分（以下「本件非公開部分Ⅰ」という。）を秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号及び第6号の規定に該当するとして、また、別紙1の「実施機関が非公開とした部分」欄に記載されたもののうち本件非公開部分Ⅰを除いたその他の非公開部分（以下「本件非公開部分Ⅱ」という。）を同条同項第1号の規定に該当するとして、それぞれ非公開とする部分公開決定をし、平成14年7月1日付けでその旨を異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服とし、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成14年7月8日付けで、実施機関に対して異議申立てを

した。

実施機関は、平成14年8月8日付けで異議申立人に対し異議申立書の補正を命じたところ、異議申立人からは平成14年8月16日付けで補正書が提出された。

### 第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙2記載のとおり

### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙3記載のとおり

### 第5 審査会の判断理由

#### 1 本件公文書の内容について

本件公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、平成9年2月13日に鷹巣病院に医療保護入院した者に関する一連のものであり、次のとおりである。

#### (1) 精神障害者等の診察について（伺い）

法第23条第1項の規定により、精神障害者又はその疑いのある者を知った者が、知事に対して診察及び保護の申請をした文書とその処理のために作成された文書であり、精神障害者等の診察について（伺い）の起案に、精神障害者等の診察及び保護について（申請）、精神障害者等調査票、精神障害者等の診察について（通知）、精神障害者等の診察について（依頼）の文書が添付されている。

#### ア 精神障害者等の診察について（伺い）の起案

精神障害者等の診察及び保護を申請した者への通知と精神保健指定医あての診察依頼をするために起案された文書であり、実施機関の職員の職・氏名・印影、当該申請をした者の氏名、精神保健指定医の氏名等が記載されている。

#### イ 精神障害者等の診察及び保護について（申請）

精神障害者等の診察及び保護について申請した者が作成した文書であり、当該申請者の住所・氏名・生年月日・印影、精神障害者等の所在地・現在場所・氏名・性別・生年月日・症状の概要等が記載されている。

#### ウ 精神障害者等調査票

イによる申請が提出された後に、精神障害者又はその疑いのある者を調査した実施機関の職員が作成した文書であり、精神障害者又はその疑いのある者の氏名・ふりがな・性別・生年月日・住所・保険区分・過去入院歴、保護義務者の氏名・続柄・住所、申請者の氏名・続柄・住所、家族の状況、生活歴及び既往歴、問

題行為、主要症状等が記載されている。

エ 精神障害者等の診察について（通知）

精神障害者等の診察及び保護について申請した者への法第28条の規定による通知をするために実施機関の職員が作成した文書であり、当該申請者の氏名、保護された者の氏名等が記載されている。

オ 精神障害者等の診察について（依頼）

法第27条の規定により知事が精神保健指定医に対して診察を依頼するために実施機関の職員が作成した文書であり、精神保健指定医の氏名、診察を受ける者の住所・氏名・性別・生年月日、現に保護している者の住所・氏名・続柄等が記載されている。

(2) 診察結果について（伺い）

法第27条の規定により、精神障害者又はその疑いのある者について診察及び保護の申請をした者に対して診察結果を通知するために作成された文書であり、診察結果について（伺い）の起案に、診察結果通知書が添付されている。

ア 診察結果について（伺い）の起案

精神障害者等の診察及び保護を申請した者への通知をするために起案された文書であり、実施機関の職員の職・氏名・印影、当該申請をした者の氏名が記載されている。

イ 診察結果通知書

精神障害者等の診察及び保護について申請した者へ通知するために実施機関の職員が作成した文書であり、当該申請者の氏名、診察を受けた者の住所・氏名・性別・生年月日、措置入院の要否等が記載されている。

(3) 通報等に係わる診断書等について（伺い）

精神障害者等の診察及び保護の申請があった後に、本庁主務課である障害福祉課に報告するために作成した文書であり、通報等に係わる診断書等について（伺い）の起案に、通報等に係わる診断書等について（送付）、精神障害者等調査票、精神障害者等の診察及び保護について（申請）、措置入院に関する診断書が添付されている。

ア 通報等に係わる診断書等について（伺い）の起案

障害福祉課に報告するために起案された文書であり、実施機関の職員の職・氏名・印影等が記載されている。

イ 通報等に係わる診断書等について（送付）

障害福祉課に報告するために実施機関の職員が作成した文書であり、対象者の氏名・住所等が記載されている。

ウ 精神障害者等調査票

上記（１）のウと同じものの写しである。

エ 精神障害者等の診察及び保護について（申請）

上記（１）のイと同じものの写しである。

オ 措置入院に関する診断書

法第２７条の規定により知事が精神保健指定医に対して申請のあった者について診察を依頼したとき、精神保健指定医が被診察者を診察した後に、知事に対して提出した文書であり、被診察者の氏名・性別・生年月日・年齢・住所・職業、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院の回数、問題行動、現在の病状又は状態像、診察時の特記事項、医学的総合判断、精神保健指定医氏名・印影、診察に立ち合った者の氏名・性別・続柄又は職業・年齢、收受印、供高覧印等が記載されている。

（４）医療保護入院者（第３３条第２項）の入院届

法第３３条第４項の規定により医療保護入院者の症状等について精神病院の管理者が知事に提出した文書であり、医療保護入院者（第３３条第２項）の入院届に同意書が添付されている。

ア 医療保護入院者（第３３条第２項）の入院届

医療保護入院者の症状等について精神病院の管理者が知事に提出した文書であり、入院者の氏名・性別・生年月日・年齢・住所、病名、病状又は状態像の概要、入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名・印影、同意者の氏名・性別・続柄・生年月日・住所等が記載されている。

イ 同意書

精神障害者等が医療保護入院するにあたり同意した保護義務者が作成した文書であり、保護義務者の住所・氏名・印影・生年月日・続柄、精神障害者等の本籍・住所・氏名・職業・生年月日・性別等が記載されている。なお、この同意書を作成した時点では、家庭裁判所への保護義務者選任申立ての途中であり、保護義務者に選任される見込みの者が保護義務者として作成したものである。

（５）医療保護入院者の入院届

保護義務者が家庭裁判所にて選任されたことを受けて、改めて法第３３条第４項の規定により医療保護入院者の症状等について精神病院の管理者が知事に提出した文書であり、医療保護入院者の入院届に、同意書、選任審判書が添付されている。

ア 医療保護入院者の入院届

医療保護入院者の症状等について精神病院の管理者が知事に提出した文書であり、医療保護入院者の氏名・性別・生年月日・年齢・住所、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院の回数、現在の病

状又は状態像、診断した精神保健指定医の氏名・印影、保護者の氏名・性別・続柄・生年月日・住所等が記載されている。

#### イ 同意書

精神障害者等が医療保護入院するにあたり同意していた保護義務者が家庭裁判所にて選任されたことを受けて、改めて作成した文書であり、保護義務者の住所・氏名・印影・生年月日・続柄、精神障害者等の本籍・住所・氏名・職業・生年月日・性別等が記載されている。

#### ウ 選任審判書

家庭裁判所が保護者を選任したことを証する文書であり、事件番号、事件本人の本籍・住所・氏名、保護者の住所・氏名、家事審判官の氏名・印影、裁判所書記官の氏名・印影等が記載されている。

### (6) 医療保護入院者の退院届

法第33条の2の規定により医療保護入院者が退院したことについて精神病院の管理者が知事に提出した文書であり、医療保護入院者の氏名・性別・生年月日・年齢・住所、保護者の氏名・性別・生年月日・住所、病名、退院後の処置、退院後の帰住先、帰住先の住所、訪問指導等に関する意見、主治医氏名等が記載されている。

## 2 本件非公開部分 I に係る条例第6条第1項第6号該当性について

実施機関は、本件非公開部分 I が、条例第6条第1項第1号及び第6号に該当すると主張しているので、以下第6号の該当性から検討する。

### (1) 条例第6条第1項第6号の解釈について

本号は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、明らかに公開することができないと認められる情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、法令等の規定に基づく非公開情報と条例の関係について定めたものであり、個別の法令等の規定により、公開できないとされているものについては条例に優先するものであり、公開を義務づけることはできないとしたものである。

### (2) 条例第6条第1項第6号への該当性について

法第53条は、精神病院の管理者、精神保健指定医などに対しては、職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らすことを禁じている。

措置入院に関する診断書には、被診察者の氏名・性別・生年月日・年齢・住所・職業、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間・前回入院期間・初回から前回までの入院の回数、問題行動、現在の病状又は状態像、診察時の特記事項、医学的総合判断、精神保健指定医氏名・印影、診察に立ち合った者の氏名・性別・続柄又は職

業・年齢、收受印、供高覧印等が記載されているが、收受印及び供高覧印を除くこれらは、法第53条の「人の秘密」に当たると判断され、同法の趣旨、目的からしてこれらの情報を行政機関において公開することはできないから、本号に該当する。

以上から、本件非公開部分Ⅰが、条例第6条第1項第1号に該当するか否かを判断するまでもなく、実施機関が措置入院に関する診断書における本件非公開部分Ⅰを非公開としたことは妥当である。

### 3 本件非公開部分Ⅱに係る条例第6条第1項第1号該当性について

実施機関は、本件非公開部分Ⅱが、条例第6条第1項第1号に該当すると主張しているので、この点について検討する。

#### (1) 条例第6条第1項第1号の解釈について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、個人に関する一切の情報を原則として非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

また、本号ただし書においては、

(一) 法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの

(二) 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの

(三) 法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要を認められるもの

のいずれかに該当する場合には公開することとしている。

これは、個人に関する情報の中には、明らかにプライバシーの侵害にならないもの、公益上公開する必要があるものもあることから、ただし書に該当するものについては公開することとし、条例の「原則公開」との調整を図ったものである。

#### (2) 本件非公開部分Ⅱの該当性について

##### ア 前記第1の公開すべきとした部分

この部分は、選任審判書に記載されている裁判所書記官の印影であるが、これは公印の印影であり、特定個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められず、本号には該当しない。

#### イ その他の非公開部分

これらの部分は、精神障害者等の診察及び保護を申請した者の住所、氏名、印影、精神障害者又はその疑いのある者の住所、氏名、生年月日、症状、診察した精神保健指定医の氏名、同意書の保護義務者の住所、氏名、生年月日、選任審判書の家事審判官の氏名、印影、裁判所書記官の氏名などであり、本号本文に該当することは明らかである。

ただし書への該当性については、本件公文書に関して法令又は条例に閲覧の規定がないほか、公表を目的として作成されたものではないことは明らかであり、ただし書（一）及び（二）には該当しない。

また、本件公文書は、法の規定に基づいて作成し、又は取得されたものであり、ただし書（三）前段には該当するものの、非公開とすることにより保護すべき個人の権利利益を超えて、公益上公開する必要があるとは認められない。

以上から、前記第1の公開すべきとした部分は本号に該当しないが、その他の非公開部分は本号に該当する。

なお、本件公開請求は、公開請求者本人に関する情報が記録された公文書の公開請求であるが、条例は請求者が本人であるかどうかを考慮せず、公開か非公開かの判断をするものと解され、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録された公文書については当該本人から公開請求があっても、本人以外の者からの請求と同様に、非公開とする趣旨である。

#### 4 その他

異議申立人は精神障害者等の診察及び保護に係わる事務処理の在り方について意見を述べているが、当審査会は、条例に規定する公文書の公開決定等の是非を当該条例に基づき判断するものであり、公開決定等の是非の判断に影響を及ぼさない異議申立人の主張の当否は当審査会が審議する事項ではないと判断する。

## 第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 8月30日	・ 諮問（第70号）
平成14年10月 3日	・ 実施機関（鷹巣阿仁健康福祉センター）からの非公開理由説明書の受理
平成14年12月 3日 （第116回審査会）	・ 異議申立人からの意見の聴取 ・ 実施機関からの非公開理由の聴取
平成15年 1月27日 （第117回審査会）	・ 審議
平成15年 4月18日 （第119回審査会）	・ 審議
平成15年 5月15日 （第120回審査会）	・ 審議
平成15年 6月28日 （第121回審査会）	・ 審議

別紙 1

対象公文書の名称	実施機関が非公開とした部分
精神障害者等の診察について (伺い) の起案	・あて先
精神障害者等の診察及び保護 について (申請) (※1)	・申請者の住所、氏名、印影、生年月日 ・精神障害者等所在地、現在場所、氏名、性別、生年月日 ・現に保護している者の住所、氏名、年齢、続柄 ・症状の概要
精神障害者等調査票 (※2)	・精神障害者又はその疑いのある者の氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所、保険区分、過去入院歴 ・保護義務者氏名、住所、続柄 ・申請者 (通報届出) の氏名、住所、続柄 ・家族の状況 ・生活歴及び既往歴 ・問題行為 ・主要症状
精神障害者等の診察について (通知)	・あて先 ・氏名
精神障害者等の診察について (依頼)	・あて名 ・診察を受ける者の住所、氏名、性別、生年月日、年齢 ・現に保護している者の住所、氏名、続柄
診察結果について (伺い) の 起案	・あて先
診察結果について (通知)	・あて先 ・住所、氏名、性別、生年月日
通報等にかかる診断書等につ いて (伺い) の起案	/
通報等に係る診断書等につ いて (送付)	
精神障害者等調査票 (※2と同じもの)	(※2と同じ項目)
精神障害者等の診察及び保護 について (申請) (※1と同じもの)	(※1と同じ項目)
措置入院に関する診断書	・收受印及び供高覧印を除くすべての事項 ※本件非公開部分 I

対象公文書の名称	実施機関が非公開とした部分
医療保護入院者（第33条第2項）の入院届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院者の氏名、生年月日、年齢、住所</li> <li>・ 病名</li> <li>・ 病状または状態像の概要</li> <li>・ 入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名、印影</li> <li>・ 同意者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所</li> </ul>
同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護義務者の住所、氏名、印影、生年月日、続柄</li> <li>・ 精神障害者等の本籍、住所、氏名、職業、生年月日、性別</li> </ul>
医療保護入院者の入院届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保護入院者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所</li> <li>・ 病名</li> <li>・ 生活歴及び現病歴</li> <li>・ 陳述者の氏名・続柄</li> <li>・ 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数</li> <li>・ 現在の病状又は状態像</li> <li>・ 診察した精神保健指定医の氏名、印影、</li> <li>・ 保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所</li> </ul>
同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護義務者の住所、氏名、印影、生年月日、続柄</li> <li>・ 精神障害者等の本籍、住所、氏名、職業、生年月日、性別</li> </ul>
選任審判書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件番号</li> <li>・ 本籍、住所</li> <li>・ 事件本人の氏名</li> <li>・ 保護者の住所、氏名</li> <li>・ 家事審判官の氏名、印影</li> <li>・ 裁判所書記官の氏名、印影</li> </ul>
医療保護入院者の退院届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保護入院者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所</li> <li>・ 保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、住所</li> <li>・ 病名</li> <li>・ 退院後の処置</li> <li>・ 退院後の帰住先、帰住先の住所</li> <li>・ 訪問指導等に関する意見</li> <li>・ 主治医の氏名</li> </ul>

## 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件文書について平成14年7月1日付けで実施機関が行った部分公開決定において非公開とした本件非公開部分について、公開することを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見の陳述等で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

公開請求した行政文書には、特定の個人が識別される情報が記録されているが、一般には個人に関する情報は非公開とされるとしても、今回の情報は自分自身に関することであり、公開しても支障が生ずることはないので公開すべきである。

また、体調不良のときに、精神障害者等の診察及び保護申請の対象となったものであるが、関係者がどのようにして入院加療が必要であると判断したのか、また、必要な手続きを十分に行ったのかが知りたいので、本件文書を公開すべきである。

## 1 条例第6条第1項第1号該当性について

条例第6条第1項第1号において、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものは公開しないことができるとなっている。

個人に関する情報とは思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴等に関する情報、収入、財産状況に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報など個人に関するすべてをいう。

特定の個人を識別され得る情報とは、個人の氏名、生年月日、住所、職名、肩書、印影、写真、年齢、性別、電話番号等、直接、又は他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別することができ、又はできることとなるものの一切をいい、自己情報等も含んだ個人に関する情報について該当となるとされている。従って、当該対象となる行政文書はそのすべてがこれにあたりと判断される。

## 2 条例第6条第1項第6号該当性について

条例第6条第1項第6号において、法令又は条例の規定により、明らかに公開することができないと認められる情報は公開しないことができるようになっており、措置入院に関する診断書は本号に該当する。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第53条では、医師等が職務の執行に関し知り得た人の秘密を漏らすことを禁じており、これを行政機関において公開することは、地方公務員法第34条の秘密を守る義務についても違反すると同様になると判断し非公開とした。

秋田県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名	備 考
会長代理	小賀野 晶 一	千葉大学法経学部教授	
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師	
	柴 田 一 宏	弁護士	
会 長	平 川 信 夫	弁護士	
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授	

（平成15年6月30日現在）